

17 いじめ防止基本方針

壱岐市立鯨伏小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、鯨伏小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的に策定するものである。

【学校教育目標】

豊かな心とたくましい体を持ち、生き生きと学び合う子どもの育成

いじめ・不登校対策委員会

- 校長・教頭・教務主任・養護教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・該当担任からなるいじめ防止等の対策のため必要に応じて開催する。場合によっては、外部専門家を招聘することもある。

児童を見つめる会

- 月に一度、全職員で配慮を要する児童や生活上の諸問題について、情報交換・共通理解を図る。

PTA・地域との連携

- 家庭からの情報収集
- 鯨伏コミュニティ・スクールの運営
- 学級PTAでの情報交換
- 民生委員、PTA社会・厚生部によるあいさつ運動
- 青少年健全育成会との防犯パレード
- 老人ホーム訪問・交流
- 地域との合同運動会

関係機関との連携

- 壱岐市教育委員会
- 壱岐警察署
- 民生委員
- いじめ相談ホットライン
- 子どもの人権110番
- 医師
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

児童会活動の充実

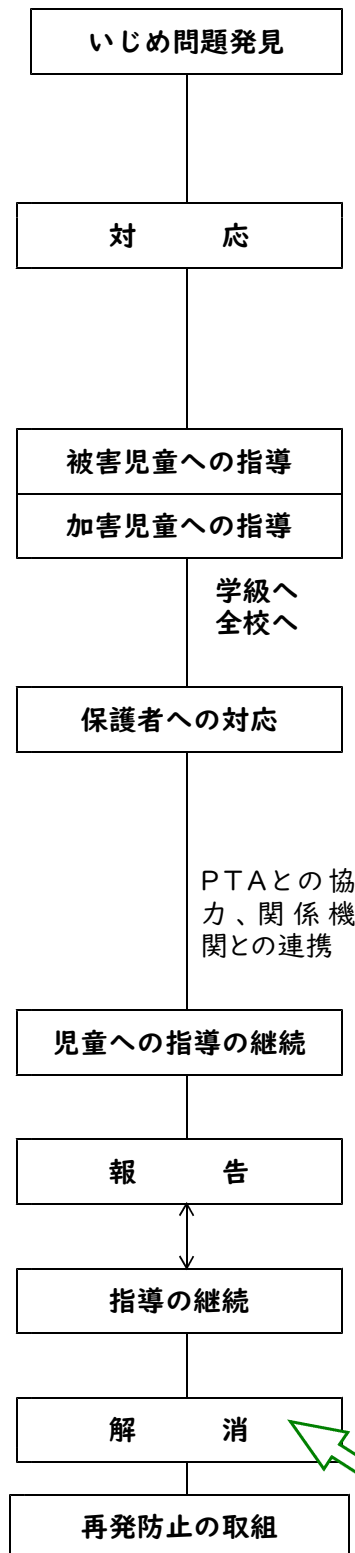
- 人権集会
- 平和集会
- スマイル班（縦割り）遊び・掃除
- 相談Box

【いじめ防止のための年間の取組】

	活 動 内 容
4月	・児童を見つめる会（前担任より引き継ぎ） ・歓迎集会・歓迎遠足・学級開き学級ルールづくり・個人面談
5月	・児童を見つめる会・運動会
6月	・児童を見つめる会・生活アンケートの実施 ・鯨っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業） ・老人ホーム訪問
7月	・児童を見つめる会・防犯パレード
8月	・平和集会
9月	・児童を見つめる会
10月	・児童を見つめる会・防犯パレード
11月	・児童を見つめる会・生活アンケートの実施
12月	・児童を見つめる会・人権集会
1月	・児童を見つめる会
2月	・児童を見つめる会
3月	・児童を見つめる会（現担任より引き継ぎ）・6年生を送る会

※相談Boxについては、養護教諭が開き、生活指導主任・担任に報告する。

【いじめが発生した場合の対応】



1 いじめ問題の発見

- ・保護者から
- ・本人からの訴え
- ・まわりの児童からの報告、連絡
- ・教師の発見、気づき

2 すぐに対応する。(担任)

- 事実関係を把握し、報告する。
 - ・生活指導主任→教頭→校長
- 共通理解し、対応について検討する。
 - ・いじめ対策委員会で検討する。
 - ・校長の指示、指導

3 必要に応じて関係機関との連携を図る。

- ・市教育委員会 45-1202
- ・岐阜警察署 47-0110
- ・いじめ相談ホットライン 0570-078310
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・民生児童委員

4 被害児童、加害児童への指導をする。

状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

5 保護者への対応をする。

(担任、生活指導主任、教務、教頭、校長)

- 被害児童の保護者へ
 - ・実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
- 加害児童の保護者へ
 - ・実情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

6 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

7 指導を継続し、随時、指導の経過を報告する。

- ・解決が長引く場合があるので、継続観察指導をする。

8 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

9 各種の状況のもとに対策委員会で検討し、校長が判断する。

※少なくとも、3ヶ月間、いじめ行為が止んでいるか、被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていない場合、解消とみなす。

【重大事態発生時の対応】

- ・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ① 岐阜市教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするために調査を実施する。
- ④ 事実関係やその他の情報を適切に処理する。